

加賀市被災者生活再建支援金のご案内

令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

加賀市では、居住する住宅(以下、「住家」という。)がり災証明書の判定で半壊となった世帯に対し、支援金を支給します。

1 支給対象世帯

半壊世帯のうち、り災した住宅に居住していた世帯主

※り災した住家が、そのままにしておくとは非常に危険である場合や、修理に高額な費用が生じる場合等、災害が起因でやむを得ず解体する場合は、国の支援金の支給対象となる場合や、公費解体制度の対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

(この場合、本制度は対象外となります。)

2 支給額

被災世帯	再建方法(※2)	複数世帯	単数世帯
半壊	① 建築・購入	100万円	75万円
	② 補修(※1)	50万円	37.5万円
	③ 賃貸住宅(公営住宅は除く)	25万円	18.75万円

※1 補修について、災害救助法に基づく応急修理制度を併用できます。ただし、応急修理制度をもって補修が完了した場合(自己負担額が発生せず、補修が完了した場合)は、本制度の対象外となります。

※2 再建方法の①～③について、2つ以上に該当する場合は、支給額の高い方が対象となります。

(例)複数世帯であって、②補修と③賃貸住宅の2つに該当する場合は、金額の高い②補修の50万円が支給金額となる。

3 申請期限

令和9年1月31日(日)

4 申請書類

- ① 加賀市被災者生活再建支援金申請書
- ② リ災証明書の写し
- ③ 預金通帳またはキャッシュカードの写し
- ④ 契約書等の写し(工事請負契約書、不動産売買契約書、建物賃貸借契約書 等)
※補修等で契約が発生しない場合は、見積書+領収書、注文書+注文請書 等
- ⑤ 居住を証明する書類 ※リ災した住家に住民票がない場合
(例)水道・電気等の料金明細

5 留意点

- ・借家やアパート等の所有者であっても、実際に生活の本拠として居住していない場合は、対象となりません。
- ・被災直後に一時的にアパートを借り、「賃借」で申請し受給した後、申請期限内に新築する場合、「建築・購入」として2回目の申請を行うことができます。
(この場合は、「賃借」と「建築・購入」の差額を支給することになります。)
- ・「建築・購入」で申請した場合、生活再建は完了したものとみなしますので、「建築・購入」で申請、受給した後に「補修」の申請はできません。
- ・「補修」で申請した場合、生活再建は完了したものとみなしますので、「補修」で申請、受給した後に「建築・購入」の差額申請はできません。

【お問い合わせ先】

加賀市役所福祉政策課

〒922-8622 加賀市大聖寺南町二 41 番地

TEL 0761-72-7854 FAX 0761-72-7797